

副本

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外186名

1 審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成28年4月27日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



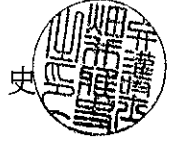
弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



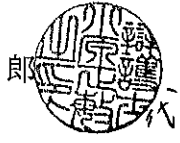
弁護士 畑 井 雅



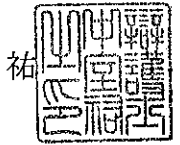
弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 101	大飯発電所敷地内破 砕帯の調査に関する 有識者会合（第7回 評価会合）	写し	H25.11以降	原子力規制委 員会	大飯発電所敷地内の台場浜 トレンチ、山頂トレンチ及び 南側トレンチは、破砕帯に関 する現地調査が完了したた め、埋め戻しにあたって、原 子力規制委員会の了解を得 たこと
乙 102 の1	大飯発電所 地盤 (敷地の地質・地質 構造)について	写し	H28.2.19	1 審被告	台場浜トレンチ内で認めら れた破砕部について、 その成因は地すべり等であ り、いずれも震源として考慮 する活断層ではないこと、及 び
乙 102 の2	大飯発電所 地盤 (敷地の地質・地質 構造)について (別 添資料集)	写し	H28.2.19	1 審被告	本件発電所の原子炉や海水 管が位置する南方へは延伸 せず、F-6破砕帯とも連続 しないこと等
乙 103	原子力発電所の新規 制基準適合性に係る 審査会合 第332回	写し	H28.2以降	原子力規制委 員会	1 審被告による大飯発電所 の地盤に係る評価結果（乙 102号証）について、原子力 規制委員会の審査会合にお いて、妥当であると確認され ていること